

＜ 正 当 化 ＞ の メ カ ニ ズ ム

——理論構築のための予備的事例分析*——

海 野 道 郎**

大 工 三 枝 子**

山 本 努**

§ 0 研究の枠組

§ 0・1 対立状況における公共政策——その意義

多元的価値状況のもとで、いかなる社会的決定をなしうか。——これが、われわれの基本的問題意識である¹⁾。

この問題を考える際に参照すべき先行研究としては、正義（哲学）、社会的厚生関数（経済学）、集团的意志決定（社会心理学）、民族関係論（社会学）などが挙げられよう。だが、これらの諸研究と現実の社会的決定との間には、未だかなりの隔りがあるように思われる²⁾。そこで、このような研究状況を出発点とし、一方で現実根を下ろしつつ、他方で理論的突破（break through）を可能とするためには、何らかの戦略が必要とされよう。

われわれは、ここで、「対立状況（特に、マイノリティとマジョリティとの間の対立状況）における公共政策」という問題を、われわれの課題

として設定する。そして、そこに、「正当化」という視点を導入する。前者によって現実性を保証し、後者によって理論的突破を試みようとするのである。しかし、それは、具体的にはどのような意味なのであろうか。「マイノリティとマジョリティとの間の対立状況における公共政策」という課題は、今日、次のような意味をもっている³⁾。多数決原理は、種々の問題をはらみながらも⁴⁾、民主主義社会における次善の方法として、かなりしばしば用いられてきた。実際、社会の大多数の人々が貧困である場合には、その大多数の人々の意見を多数決原理によって集約して得られた結果は、実質的な妥当性をもつことが多いであろう。しかしながら、「多くの人々が比較的恵まれた生活条件を既に達成してしまっ、切実な要求をもっている人の方が少数者としてとり残されている段階の社会」においては、多数決原理によって得られた結果は、必ずしも妥当ではない⁵⁾。

あるいはまた、空港や新幹線の騒音問題やゴミ

* 本稿は、1977年度の「社会意識論」から生まれたものである。すなわち、§0、§1・1、§2は海野による講義、§1・2は大工の期末レポート、§1・3は山本の期末レポート、をそれぞれ母体としている。今回1つの論文にまとめるにあたっては、各自が書き直した草稿に、海野が若干手を入れた。しかし、最終的な責任は各分担者にある。また、§1・2、§1・3にいささかでもオリジナリティが見出されるならば、それはそれぞれ大工、山本に帰する。（海野）

** 関西学院大学社会学部

1) これまで発表してきた諸論稿、（海野・鏡、1976）、（海野・鏡、1977）、（海野、1977）、（海野、1978）、（海野・鏡、近刊）はすべて、この枠内に位置づけられる。

2) 哲学における議論は、根本的なものではあろうが、未だ（万人に受容可能という意味で）決定的なものが存在せず、しかもそこで提唱されている価値を実現するための技術については、十分な顧慮が払われていないようである。経済学における理論的研究（社会的選択の理論）は、精密なものではあるが、出発点となる個々人の選好を所与のものと考えている点に、現実との大きな隔りがある。心理学における実験的研究（集团的意志決定）は、それ自体は確かなものであるが、対象としている実験的集団における決定と現実の社会（例えば国家）における決定との間には、メカニズムとしても相異があるように思われる。社会学における調査研究や理論化（集団関係論）は、現実の社会との隔りたりは少ないものの、理論的水準は未だ低く、また、記述と解釈に終る場合が多い。

3) 以下この節の議論は、山田圭一教授（筑波大）に負うところが多い。詳しくは（山田ら、1976）を参照。

4) 「社会的選択の理論」は、それを明確に定式化している。

処理場や火力発電所の立地などの場合にも、同じタイプの問題が発生する。山田は、これを、「大部分の人々は日常直接的な被害を被るわけではなく、むしろ…〔その施設によって—引用者〕…大きな恩恵をこうむる人の数の方が圧倒的に多い」場合であると規定し⁶⁾、次のように記している。

「しかし、飛行場の近くや線路沿線に住む比較的に少ない人々が非常に苦痛を味わっているということもきわめて深刻な事態であることは、だれにも否定できない。このような場合、非常に広い範囲にわたる住民に対して多数決の意志決定をすれば、一部のほんとうに困っている人々の要求は十分に反映されないということもおこりうるであろう。」(山田ら、1976：2)

このような場合における「投票の結果は、その周囲のどの範囲の人たちまでを対象として投票を行なうかによって、あらかじめ結果がはっきりと分かれてしまうことになる。……(中略)……従ってこの場合には、意見をきく対象となる人々の範囲をどこまでにするか、という決定を誰がどのように行なうかによって、あらかじめ多数決による決定の内容が規定されてしまう、といった困難な事態になる。」(山田ら、1976：2—3)

しかも、このように「マイノリティーが多数決によって大きな不利益をうける場合」だけが存在しているのではない。「その反対に、マイノリティーが非常に強い異議を申し立てることによって、本来望ましいと考えられる公共政策が決められなくなってしまうことや、あるいは妥当であると思われるものよりはずっとマイノリティーの立場に引きつけられた形で意志決定が行なわれると

いうケース」(山田ら、1976：3)も存在する。

したがって、＜正しい＞公共政策を策定するためには、単純多数決に代る新しい原理が必要である。そのために解決すべき基本的な課題は、マイノリティーとマジョリティーとの間の利害関係を調整するための原理の発見と、それに基づいて機能するシステムの設計である。

§0・2 正当化——「対立状況における公共政策」決定のための一視点

さて、このように設定された課題に対して、われわれはどのようにアプローチすればよいのだろうか。

華山は、環境問題についての社会的合意を得る方法として、「住民参加の方法論」を提唱している。これは、「被害が及ぶ範囲に住む人々の意見を収斂させ」、「その収斂する範囲の意見をまず尊重しよう」という方法である。この場合、「住民参加の方法論と代議多数決の方法論」をどう調整するかという問題が生じる。華山によれば、この2つの方法論が「共存する可能性がある」とすれば、その条件は、厳密な当事者以外の人々が政策決定から身を引くことである。」(華山、1978：196—198)

これは、十分に注目すべき貴重な提言である。しかし、決定的な不満が1つ残る。それは、華山の提言においては、従来の多くの研究と同様、社会的決定に参加するメンバーの判断を所与のもの、すなわち不変のものと考えている⁷⁾、という点に起因する。

もちろん実際には、社会的決定に加わる個々のメンバーの判断は変わらないことが多いだろう。

- 5) 「たとえば、具体的ケースとしては、多くの人々が貧困のために不満をもっている場合、その人たちをも含んだ上で多数決をとるという方法で意志決定を行なえば、経済成長や所得水準の向上という要求が公共政策に強く反映されて、最終的な意志決定が行なわれる。しかしながら逆に、比較的多くの人が、十分とはいえなくともかなりの程度まで高い所得を達成して現状に満足しているとか不満がなくなった段階では、〔そのような比較的多くの人に都合のよい——引用者〕ゼロ成長とか低成長について、比較的に安易なコンセンサスが得られることになる。その場合、現在でも貧困のために非常に困っている人々がごく一部でも依然としてかなりの割合で存在していることも、またそれらの人々のために所得の向上、あるいは経済的援助が切実に必要とされているということも、ともすれば軽視されがちになる恐れがある。このような場合、単純に多数決を適用してしまうと、多数の人がいっそう高い生活水準を求めるためにもっている他の要求が優先されるという形で、意志決定が行なわれてしまうということになりがちである。」(山田ら、1976：1—2)
- 6) 空港、新幹線、ゴミ処理場、火力発電所などの建設によって大部分の人々が得るであろう「恩恵」とは、そもそも人間にとって何なのか、ということは、十分に問題にしようであろう。しかし本稿では、そこまで議論する余裕がない。
- 7) 「社会的選択の理論」には、特にこのような傾向が強い。「集団的意志決定」についての研究では、当然、態度変容の側面が考慮されているようだが、政策的(規範的)視点が弱いためか、本稿で意図しているものとは方向性の相異がある。

しかし、それだからこそ、個々のメンバーが自己の判断にどのようにしてなゆえに固執しているのか、その「正当化」のメカニズムを知る必要がある。そして、そのような「正当化」のメカニズムによって変容・固定化した各メンバーの判断を解放した状態において初めて、「正しい」社会的決定が可能となるだろう。——これがわれわれの直観の見通しである。

§0・3 「正当化」——その素描

ところで、これまで何らの定義もせずに用いてきた「正当化」とは、一体何か。われわれはそれを、暫定的に次のように定義しておこう。

〔正当化の定義〕

何らかの信念〔体系〕 α を有する行為主体Aは、 α と異なる信念〔体系〕 β に接触したとき、 α を維持しようと試みる。その結果Aが何らかの方法によって α を維持し得たならば、Aは正当化に成功したという。

この定義に関しては、次のようなコメントを付加することが可能であろう。

（1）正当化の対象

(イ) β がA自身に内面化された（あるいは、されかかった）価値である場合。AはA自身に対して、 α の正しさを納得させなければならない。これは心理的葛藤状況である。

(ロ) β を有している行為主体がA以外（Bとする）の時に、AがBに対して α の正しさを納得させようとする場合。これは、一般的な対立状況である。

(ハ) β を有している行為主体がA以外（Bとする）の時に、AがB以外の行為主体（Cとする）に対して α の正しさを納得させようとする。裁判は、多くの場合、このパターンである。

以後、上述の(イ)、(ロ)、(ハ)をそれぞれ、

(イ) 対一人称（対主体）正当化

(ロ) 対二人称（対客体）正当化

(ハ) 対三人称（対観体）正当化

と呼ぶ。また、

(イ)を内発的正当化、

(ロ)と(ハ)を合わせて外発的正当化とも呼ぶ。

（2）行為主体の意識性

行為主体による正当化は、(イ)意識的に行なわれる場合もあれば、(ロ)無意識的に行なわれる場合もある（無意識的正当化）。

（3）行為主体の信念

Aは α を本当に正しいと思っているとは限らない。人が、自分では正しいと思っていないものの正しさを主張することは、十分に考えられる。 α の正しさを述べることで自体が目的ではなく、何らかの外的な目的のために α を主張するのである。これを外発的正当化と呼ぼう。これに対して、Aが α の正しさを信じている場合、Aにとっては α の主張自体が目的となる。これを内発的正当化と呼ぶことにする。

（4）能動性と受動性

正当性の主張は、行為主体Aが自ら積極的に行なう場合（能動的正当化）と、他者からの働きかけによって α の保持が困難になったと判断して行なう場合（受動的正当化）とがあらう。

このように、正当化には種々のタイプがある。そこで、各々のタイプの正当化がどのようなメカニズムによって遂行されるのかを、われわれは知らなければならない。

本稿では、そのための第一歩として、若干の事例〔素材〕をもとに、正当化のメカニズムの探索を試みる。

§1 事例分析

§1・1 選択的解釈による＜安心＞

＜安心＞、すなわち無意識的・対主体正当化は、さまざまなメカニズムを通して達成されるものと思われる。われわれがここで選択的解釈による＜安心＞と呼ぶものもその1つである。

§1・1・1 素材1：ある主婦の学生像

——素材1——

改めて知った血のとうとき

主婦 加藤芳子 31歳

出かけた折り、池袋で献血車が呼びかけていたので、はずかしかったが勇気を出して申し出た。私の体は献血車がゆれるほどボリュームがある。

スマートな学生さんが数人私の前で番を待っていた。デモで革命を唱えて、人の迷惑を顧みない学生さんに、いささかの怒りを感じはじめていたときだけに、こんな細い体から血をとって、人を助けようとしている学生さんもたくさんいることを知り、暖かい気持ちで冗談に耳をかたむけて、一緒に笑いながら番を待った。

血の検査の時、「あなたの血は薄いので採血できません」と言われてがっかりしてしまった。「女の人が変わりやすいので心配はありませんよ。」とお役に立つつもりが、反対に慰められて帰ってきた。たった一つの自慢だった健康な体が、採血できない血しか流れていなかったことを知って、正直がっかりした。

数日して、献血の件で礼状が来た。そのうえ血液型まで調べて知らせてくださった。ありがたいというより、申しわけないという心が残ってしまった。今度こそ体のコンディションをととのえ、よい血を献血しようと思う。行ってみて血のとうとさを改めて知らされた。

(埼玉県入間市下藤沢)

「毎日新聞」1969年10月29日(水曜日)、12版(5)、
「読者の広場」欄

それを、自分がこれまで好ましくないと思っていたもの(デモをする学生)とは異なった種類の人間だ、と考えたところにある。彼女は、献血をする学生=善、デモをする学生=悪、という図式をつくりあげ、かくして彼女の信念体系はゆらぐことがなかったのである。

しかしながら、「献血をする」という行為と「デモをする」という行為は、本質的に独立である。したがって、どちらか一方しか行なわない学生が存在しうると同時に、どちらも行なわない学生も、両方とも行なう学生も存在しうるのである。

そこで、もし彼女が「献血をしに来ている、この好ましい学生さんは、あるいは、私がこれまで怒りを感じていた、あのデモをする学生と同一人物かもしれない」ということに考え及んだとすると、その瞬間から、彼女の心の中には次のような疑問が浮かぶだろう、——「この、献血をするような良い学生さんが、どうして、デモのような悪いことをするのだろうか。」と。

しかし、彼女は、そのような疑問を起こさなかった。彼女は、自分の考えに＜安心＞し続けた。彼女にとって、デモをする学生は依然として悪であり続けたのである。

§1・1・2 素材1の論理構造

まず初めに、この例における投書者の思考プロセスをたどってみよう。

彼女にとって、学生というのは余り好ましいものではなかった。「いささかの怒りを感じはじめていた」のである。それというのも、学生は「デモで革命を唱えて、人の迷惑を顧みない」からである。

ところが、献血という「人を助けようと」する良い行為、そしてそれゆえに自分も行なおうとしている行為を、「スマートな学生さんが数人」行なおうとしているのである。学生といっても、「デモで革命を唱えて、人の迷惑を顧みない」人達ばかりではないのだ。「こんな細い体から血をとって、人を助けようとしている学生さんもたくさんいる」のだ。私は「暖かい気持ち」になった。——彼女は、このように考えたのである。

この思考プロセスの問題点は、自分にとって好ましいもの(献血をする学生)を目撃したときに、

§1・1・3 素材2：ある評論家の学生像

素材2

私は、ある高校生の集会に出席して、「仙台に住みよい町にするための一手段として、高校生は乗物の中では立つようにしよう。」と提案した。私は、当然みんなが賛成するものと思っていた。ところが、そこに出席していた学生のほとんどが、「ほくらだって疲れているんだ。」と言って、結局、私の提案は否決された。

このような考え方が、暴力学生を生んでいるのであろう。

仙台在住の某評論家の話の要旨。NHK 東京第一放送、1970年8月28日(または29日)、「早起き鳥」

§1・1・4 素材2の論理構造

素材2における思考プロセスは、素材1とは裏返しの関係にある。彼(評論家)は、自分にとつ

て好ましくないもの（自分の提案を否決した高校生）に接し、それを自分がこれまで好ましくないと思っていたもの（暴力学生）と同一視したのである。彼は、これら二つのことが異なった種類の行為者によってなされているのかもしれない、ということは考えなかった。乗物の中で席をゆずるような高校生こそが「暴力学生」になる傾向が強い、という可能性についての顧慮は、彼の頭の中には存在しなかったのである。

§1・1・5 選択的解釈——＜安心＞獲得の一手法

以上、2つの素材の分析から、われわれは＜安心＞の1つのパターンを発見した。それは、行為主体（行為の担い手）を恣意的にカテゴリー化することによって、自己の信念体系を保持しようとする方法である。さらに一般的に言えば、それは、自己の信念体系を崩す可能性のある事象に接した場合に、その事象について可能な解釈の一部分だけを採用することによって、したがってその他の可能な解釈には考えが及ばないことによって（無意識的）、自己の信念体系を安定させる（対主体的）、というパターンである。われわれは、このようなパターンによる＜安心＞を、以後、**選択的解釈による＜安心＞**と呼ぶことにする。このパターンの中には、行為主体の恣意的選択だけでなく、さまざまなものが含まれるであろう。

§1・2 御用文化人の「論理」——《拡大解釈式》正当化、《偽似中立化式》正当化、《わからないだろう式》正当化——

本節では、外的正当化を扱う。外的正当化とは、前述（§0・3）のように、内的な葛藤の処理機能を持つ正当化と区別されるものである。ここでは、以下の素材を用いて、外的正当化の3つの類型を見て行く。

§1・2・1 素材：イザヤ・ベンダサンの著書

素材3

安全と自由と水のコスト
——隠れ切支丹と隠れユダヤ人⁸⁾——

①例示：身の安全のために生活費をけずってホテル住いをするユダヤ人一家。（隠れ切支丹以外の日本人には、それが理解できない。（13-19頁）

②例示：駐日イスラエル書記官の発言。

「日本人は安全と水は無料で手に入ると思いこんでいる」（19頁）

③ ②に対する日本人の反論（ベンダサンの予想）。

何もユダヤ人から聞かなくとも生きるために水より大切なものはないという事は、よくわかっている。（19頁）

④ ③に対するベンダサンの反論。

「日本民族は、何の苦勞もなく育ってきた秀才のおぼっちゃんである。」（21頁）なぜなら、

(i)「銀座のバーで『おひや』一杯で一万円請求されたら…（中略）…『暴力バーだ』と警察沙汰になるかもしれない。」（20頁）「したがって、水の大切さが本当には分かっているののだ。」

(ii)それと同様に、安全に対しても、日本人は「自衛隊は税金泥棒であり、『警察は敵』である。」と思っている。「税金が防衛費に使われ、戦闘機が一機何億円とか新聞に出ると、まるで『おひや』一杯で一万円請求されたような非難が新聞の投書に出る。」（20頁）「したがって、安全の重要性が本当には分っていないのだ。」

⑤ ベンダサンの考え

④のようなことを言うとき、「多くの日本人から、ごうごうたる反論がまき起こるであろう。しかしその反論の一つ一つを検討すれば、おぼっちゃんほど、自分も人並みの苦勞はしたと言いたがるそれと同じなのである——少なくともユダヤ人の目には。」（21頁）

⑥ 「日本人にとって安全なのはあたりまえであった。」「百年戦争のとき、戦禍と黒死病でフランスの人口は半分になった」のだが、「これがどんなことか、日本人には切実に感じられないであろう。」（21頁）「ああ、何と恵まれた民族であろうか。」（24頁）「平和な日本では、私の言う事を「本当に理解してくれる人は少ないであろう。」（29頁）

8) (イザヤ・ベンダサン, 1971: 13-34) の要約。

§1・2・2 《拡大解釈式》正当化——ごまかしの「論理」⁹⁾——

「安全と自由と水」は、人間が生きるためには不可欠のものである。それなのに、日本人には、それが分っていない。苦労人であるユダヤ人には、よく分っている。安全と自由と水のためには、いくらコストをかけても、かけすぎということはない。自衛隊に金がかかりすぎると騒ぐ日本人は、世間知らずのおぼっちゃんである。——このようなことを述べたのが、イザヤ・ベンダサンによるこの文章である。本項では、拡大解釈によるごまかしの論理を検討しよう。

まず初めに、「安全と自由と水」が重要である、ということは認めよう。そのうえで、ベンダサンの論理の正偽を検討したい。彼の論理は、前述④に示されている。

<日本人は水の重要性を知らない>という命題を、ベンダサンは④-(i)のようにして「証明」する。すなわち、銀座のバーで「おひや」一杯一万円とられたら怒るではないか、だから日本人は水の重要性を知らない、と言うのである。だが、このように定式化してみると、本文を読み流していた時には見過しがちな、「証明」の虚偽性が明らかになってくる。それは、ベンダサンが、知ってか知らずか、行為のなされる状況を見無視している、ということに帰因する¹⁰⁾。

日本人が「コップ一杯の『おひや』が一万円とは高すぎる」と怒るのは、どのような状況においてであろうか。「銀座のバー」においてである。一方、物の価格は何によって定められるのであろうか。この例に則していえば、水の値段、コップの償却費、人件費、店の賃貸料などの必要経費と、ある程度の純益を加えたものとなろう。では、一万円という価値の「おひや」一杯において、必要経費と純益の割合はどのようになっているのだろうか。後者が圧倒的に大きいのである。そしてそれに対して、日本人は怒るのである。銀座のバーにおいては、「おひや」一杯一万円は高すぎる、と言っているのである。砂漠の中で水が一滴もなく

なったら、同じ日本人が、「おひや」一杯を十万円で買うかもしれない。しかも、この二つの行為の間には何の矛盾もないのである。人の行為が状況の関数であるというのは、いまや常識である。しかし、「おぼっちゃん」ではないはずのベンダサンは、何故か、人間行動に関するこの初歩的な原理を見無視している。彼の目は、それほどのふし穴なのだろうか。それとも、自分では気づきながらも、相手をごまかそうとしているのだろうか（外発的正当化——§0・3）。

安全の問題についても、論理の形式は同じである(④-(ii))。自衛隊に金を使うことに反対する人間を指して、それは安全を大切にしていけない行為だ、とベンダサンは断言する。

しかし、安全は、自衛隊に金を使うことだけによって達成されるわけではない。場合によっては、自衛隊に金を使うことが、却って危険を招くことさえ考えられる。

この二つの例に見られる論理構造は、野崎(1976: 82-86)によれば、「部分より全体に及ぼす誤り」と呼ばれている。たとえば、「ある(特定の)AはBである」からといって、「BでないものはAでない」とは限らないのである(野崎, 1976: 82)。

ここで、水の場合について言えば、次のようになる。

A: 生きるために水より大切なものはない、と思う人

ある(特定の)A: ユダヤ人ないしベンダサン

B: 「おひや」一杯一万円は決して高い、と思う人

また、安全の場合には、

A: 安全は大事だと思う人

ある(特定の)A: ユダヤ人ないしベンダサン

B: 自衛隊に金を使うのは当然だ、と思う人となる。

したがって、「日本人は水の重要性を知らない」、

9) 以下の記述において、「」は必ずしも正確な引用を意味しない。

10) 「だが砂漠に行けば水筒一本の水が時にジョニ黒一万円よりも価値があり、位置と環境によっては、飢えをしのいで最高級のホテルに泊るのと同じようなこともしなければならない。」(20頁)と言っているところを見ると、ベンダサンは、価値づけ(ないし行為)は状況によって変る、ということは知っているようである。そうであるならば、なおさら、なぜ砂漠の中の水筒の水と同じ価値を置かなければならないのか。

「日本人は安全の重要性を知らない」という二つの命題——ベンダサンが「証明」したつもりになっているこの二つの命題——は、論理的には証明されていないのである。

われわれは、ベンダサンに見られるこのような論理を、《拡大解釈式》正当化と呼ぶことにしよう。

ところで、ベンダサンは何故に水と安全（防衛）の問題を並列的に論じたのだろうか。これは「アナロジーによる将棋倒し効果」とでも言うべき効果をねらったものと思われる。すなわち、水のことも安全（防衛）のことも普段あまり考えない日本人に対して、水（これが生命にとって不可欠であることは、何人も否定できない）にコストをかけることが当然であることを納得させ、虚をつかれた日本人が自分の「甘さ」にひけ目を感じる所につけいって、防衛（これが安全にとって不可欠であるか否かは意見の分かれるところである）にコストをかけることをも同時に納得させてしまう、という効果をねらったものであろう。このような論法は、実際、水に関する議論の虚偽性に気づかなかった人に対しては、一定の効果を発揮するものと思われる。

さらに、この議論が比較文化論として登場しているため、その論理は異文化のものとして尊重され易く、一層大きな「説得力」を持ち易いのである。

§ 1・2・2 《偽似中立化式》正当化と《わからないだろウ式》正当化——口封じの「論理」——

われわれは前項で、ベンダサンの論理の虚偽性、すなわち《拡大解釈式》正当化によるごまかしの「論理」を明らかにした。しかし、彼の論理の虚偽性に気づかぬ人々も数多くおり、彼らはベンダサンの論理を納得してしまうだろう。それはベンダサンの望むところである。

だが他方で、彼の論理の虚偽性に直感的ないし論理的に気づく人々もいるだろう。このような

人々に対して、ベンダサンはどのように対応しているのだろうか。ここで彼が利用するのは、自分がユダヤ人だということである。これは二つの機能をもつ。第一に、局外者の立場であるということ強調することによって、自分の考えが中立ないし公平であるかのような効果を持たせることができる。実際、彼は次のように述べている。

……いや、こんなことを書いてだけで「このベンダサンという男は再軍備論者だな」ということになりかねない。だが日本が軍備を増強しようが撤廃しようが、それは日本人にのみ関りのあることで、私にはどちらでも別に関係のないことだ、ということをお忘れしないでほしい。私はただ事実を述べているのである¹¹⁾。(20-21頁)

このようにして、中立性・公平性を装うことによって、彼は反論をしようとする者の口を封じようとするのである。われわれは、このメカニズムを、《偽似中立化式》正当化による口封じと呼ぶことにしよう。

ベンダサンが、自分がユダヤ人だ、ということを利用する時の第二の機能は、ユダヤ人は苦勞を重ねているが日本人は苦勞知らずのおぼっちゃんだから、自分の言っていることは理解出来ないだろう、とすることによって日本人の反論をはねつける、という効果である。相手がいかなる反論をしたとしても、「おまえは～(たとえば、ユダヤ人)でないのだから、どうせ分らないだろう」と言って、反論を封じるのである¹²⁾。これをわれわれは、《わからないだろウ式》正当化による口封じと呼ぶことにしよう。

このタイプの正当化を動員する時、その主体は自分を「弱者の立場」に置いている。これは、「弱者の悲しみは強者には分からない」という一面の真理の逆転利用である。このタイプの正当化の機能としては、

- (i) 弱者の立場にない相手の反論を全く封じる。
- (ii) その結果、問題の根本的解決が妨げられ

11) これも考えてみれば、おかしい論理である。軍備は国家間の相互関係において意味を持つのであるから、日本の軍備は「日本人にのみ関わりのあること」ではないのである。一番端の例として、「ソ連が軍備を増強しようが撤廃しようが、私には関係ないことだ」とアメリカ大統領が言うか否かを考えれば、これは明らかである。

12) § 1・2・1の⑥を参照。

る。

- iii) 強者の立場からの偏見の強化、逆差別論の発生、などを助長する。
などが考えられよう¹³⁾。

§ 1・3 準拠枠の移動による正当化

§ 1・3・1 理論的準備

人間の信念や態度は、一つの見方を採れば、一見変化しやすそうに思われるにもかかわらず、実は意外に変化し難いものである。われわれはしばしば、われわれの信念や態度を変化させよう状況に遭遇する¹⁴⁾。しかし、実際には、変化しないことが多い。正当化のメカニズムが働くためである。海野によれば、「偏見を有している人が、それを保持するためには、彼は自分自身の態度（偏見）を正当化する必要がある。なぜならば、偏見は事実と矛盾するものであるから、偏見を保持するためには事実を、歪曲して自分の都合のいいような解決をしなければならないからである。」（安田ら、1976：3）

われわれは、以下の事例分析に先立ち、§ 0・3で述べた正当化の定義をさらに限定して、正当化のメカニズムを暫定的に次のように定義しよう。

〔定義〕 正当化のメカニズム

正当化のメカニズムとは、

自分が、自分の信念や態度に対して、根本的問いかけをおこなわないようにするメカニズムの事、あるいは、自分が自分の信念や態度に対して「当然である」といった感情を、付与するメカニズムの事である。

さて、人間が何らかの判断を行なう場合、彼は必ず、あるものとの関係において判断する、とい

うことは広く知られている（準拠枠の理論）。このことは、正当化の場合にも当てはまるであろう。さらに、その際の準拠枠は、正当化に特有の性格を反映しているものかもしれない。というのは、正当化の際の準拠枠は、あらゆる疑問や問いかけを判断から除去する機能をもつものでなければならないからである。ここから、「準拠枠の操作（移動）による正当化」というメカニズムが示唆される。実際に、宣伝の場面（外的正当化）においては、この手段はしばしば用いられるようである¹⁵⁾。しかし、当初は外的でしかも意識的・外発的であったかもしれない正当化が、外的側面は残しつつも内的で無意識的・内発的なものに転化する場合もあるようである。次にあげる例は、そのようなものである。

§ 1・3・2 素材：大平正芳氏（自由民主党幹事長）の発言

素材4

人は三人寄れば二つの派閥

大平幹事長 自民の実態弁護の本音

自民党の大平幹事長は26日、派閥問題について「派閥の復活とか偽装解散とかいろいろいわれているが、たいしたことはない。みんな不安だから、集まってメシを食ったり、情報交換をする。それは、当然の事だ」と語った。この発言は、「派閥の利害で天下の政治を動かしている印象を与えてはいけない。」と前置きしたうえでもののだが、派閥解消の建前とは裏腹に、総裁公選がらみの派閥活動が公然化している「党内常識」を反映した発言といえる。大平幹事長は同日開いた同党市長連絡協議会であいさつし、全黨員、党友による総裁公選の実施や自由国民会議の組織化など党改革の現状を説明したが、派閥解消のくだりになると「既成の派閥は解消した。だが、人間は派閥の動物であり、三人寄れば二つの派閥をつくるものだ」

13) この点については、稿を改めて論じる。

14) たとえば、黒人は馬鹿だと思っている人が、賢い黒人に出合った場合、など。

15) たとえば、ニューカムによる次の記述を参照。

「諸君は、空の旅に対する主要な抵抗は、それが安全でないという恐怖にあると確信しておられるだろう。だが、しかし、諸君が宣伝者ならば、この反対に正面から取り組むことをしないで。正面から取り組むことは、現在のフレーム・オブ・レファレンス〔準拠枠——引用者〕を助長するだけかもしれない。（宣伝者が、「議論するな」ということを、自分の第一の規則としていることは、主としてこの理由による。）そういうことをせずに、たとえば快適さや、スピードや、サービス等を強調して、おそらく近代性という違ったフレーム・オブ・レファレンスで、空の旅を説明するだろう。」（Newcomb, 1950：邦訳 254頁）

と述べた。さらに「産業界も学者の世界も、教育界、芸能界、スポーツ会にも派閥はある。仏さま、神さまの宗門も派閥はひどい。派閥はいかんとはいえないし、政党の派閥なんかかわいいもの」と“大平流”の「人間論」に基づく派閥論を展開。しかし、党改革の目玉のひとつである派閥解消を進めねばならない理由として「自民党は派閥の利害で天下の政治を動かしている印象を与えてはいけない。」と歯止めし、新しい資金規正法のもとでは、派閥の資金の基盤が失われている事から、派閥全盛時代のような活動は行えなくなっている、との見方を強調した。そして、党首脳としては、党営の研修会の開催や議員クラブの拡充などの方策を通じて旧派閥の機能を実質的に肩代わりしていく方針に変わりない事を強調した。

「朝日新聞」1978年1月27日（金曜日）、朝刊

この発言は、どのような背景の下になされたのだろうか。当時、自民党はいったん派閥を解消したものの、再び派閥の復活が公然化し、同党内外で問題化して来つつある状況であった。「派閥は断じていかん」という「総理の考えに同調」したという大平氏は、いかにして「派閥はいかんとはいえない」という派閥肯定の信念を、正当化していったのだろうか。（1978年2月10日、朝日新聞、夕刊）

§1・3・3 「前置き」の機能

大平氏の発言は、次のような前置きから始まっている。「派閥の利害で天下の政治を動かしている印象を与えてはならない」（傍点—引用者、以下同様）

以下の発言全体は、この前置きと関係して判断されるものだ。故に、前置きは、この発言に先立った一種の準拠枠の設定と考えられる。その枠内では、以下の氏の発言が仮に派閥肯定発言であったとしても、それは「派閥の利害で天下の政治を動かしている印象を与える」にすぎないものだということになろう。ゆえに、たとえ派閥批判のさなかでも、前置きさえすれば、派閥肯定的信念を表明しうるし、批判を被る事もないのである。と同時に、自分の信念に対する問いかけは発生せず、それにともない、彼の信念は保持され得る。かくして、正当化は達成されるのである。

しかし、こういった前置きはレトリックにすぎず、彼の信念はこの狭い枠内でしか、保持され得ないだろう。より広い範囲での、より確実な正当化は、いかにして可能なのだろうか。

§1・3・4 準拠枠の縦移動による正当化

前節の最後に提起した問題を考察してみよう。それに関連して、大平氏は次のように発言している。

「既成の派閥は解消した。だが、人間は派閥的動物であり、三人寄れば二つの派閥をつくるものだ。」

この発言は、次のような論理の流れをもつ。

「われわれは人間だ」→「人間は派閥的動物だ」→「派閥的動物が、派閥を作るのはしかたない」→「人間は三人寄れば二つの派閥をつくるものだ」

この発言の論理は、われわれ人間の本性を派閥的と規定する“大平流人間論”を、その準拠枠とするものである。すなわち、政治的問題として批判された派閥問題を、人間の本性という準拠枠で、とらえたものである。

政治は人間の行うものであり、政治に人間の本性が反映されるのは当然である、というのである。それゆえに、派閥は生じて当然だということになる。かくて、政治問題という準拠枠内では発生するであろう派閥肯定的信念への疑問視も、人間本性を準拠枠とすれば、発生する事がない。かくして、正当化は達成される。

ここでは、準拠枠は、局所的な準拠枠（たとえば、政治問題という準拠枠）から、より普遍的な準拠枠（たとえば、人間本性という準拠枠）へと移動する。局所的な準拠枠内では発生するであろう自分の信念への疑問視も、より普遍的な準拠枠へと移動することによって、発生しなくなる。しかも、この種の正当化は、前項（§1・3・3）の正当化と較べて、より広い範囲にわたって機能しうる。さらに極論するなら、この論法に従えば、いかなる信念でも正当化できるのである。というのは、この正当化の際には、「～するものだ」という論述になりやすく、「～するものだ」という論法ほど絶対的なものはないからである。

われわれはここで抽出した正当化を、準拠枠の縦移動による正当化とよぶことにする。

§ 1・3・5 準拠枠の横移動による正当化

前項 (§ 1・3・4) の縦移動に対して、準拠枠の横への移動を考える事もできよう。いわゆる「オマエモダ！」式の思考様式である¹⁶⁾。縦移動の場合には、準拠枠が異レベル間（普遍 $\longleftrightarrow$ 局所間）を移動する事によって、正当化が達成された。本項で述べる横移動においては、同レベル間（同列的局所 $\longleftrightarrow$ 同列的局所間）を、横に移動することによって正当化が達成される。大平氏の発言を見てみよう。

「産業界も学者の世界も、教育界、芸能界、スポーツ界にも派閥はある。仏さま、神さまの宗門も派閥はひどい。派閥はいかんとはいえないし、政党の派閥なんかかわいいもの」

この発言によれば、大平氏は、他の同列的局所界(たとえば、産業界、スポーツ界、教育界など)を準拠枠とすることにより、政治問題としての批判の高まった派閥問題に対して、ある種の判断を下している。派閥は、政治界のみならず、他の同列的世界においても存在する。それ故に——と大平氏は考える——政党の派閥も「いかんとはいえないし、政党の派閥なんかかわいいもの」なのである。いわば、同列的集団にも派閥が存在するという現状に準拠枠を移動する事により、政治界に発生した派閥批判を異端視することができるだろう。それゆえに、政治界には派閥批判が発生しているにもかかわらず、大平氏は、自分の派閥肯定信念に対して、根本的問いなおしをこころみることはないであろう。かくして、信念は保持され、正当化が達成されるのである¹⁷⁾。われわれは、ここで抽出した正当化を、準拠枠の横移動による正当化とよぶことにする。

§ 1・3・6 単なる準拠枠移動による正当化

大平氏は、また、次のようにも発言している。

「派閥の復活とか偽装解散とかいろいろいわれているが、たいしたことではない。みんな不安だから、集まってメシを食ったり、情報交換をする。それは、当然のことだ。」

この種の発言は、非常に多い。朝日新聞によれば、「旧田中派を守る西村英一氏」も、「みんなさみしがっているんだよ。派閥がないと葬式ひとつ出せないんだからね。」等と、述べている(1978年2月10日、夕刊)。

これらの発言は、派閥問題を、政治問題という準拠枠の地平でとらえずに、非政治的準拠枠に基づいてとらえなおすという、正当化の一例である。

ここでは、情報交換をするといった、いわば、派閥形成の本質的目的の他に、「メシを食ったり」とか葬式を出すとかいった、非本質的目的が並立されている。(後者は、非本質的目的のみを掲げている。)それによって、派閥の本質的目的に関連して発せられた派閥批判は、阻害されてくるのである。ゆえに、政治的問題としてとらえられた場合には、発生したであろう派閥肯定的信念に対する疑問視も、非政治的準拠枠を用いて、派閥を判断する場合には、発生しなくなるのである。かくして、信念は保持され、正当化は達成される。こういった正当化を、単なる準拠枠移動による正当化とよぶ事としよう。

§ 2 結語

§ 0 においては、正当化のメカニズムを研究することの意義を明らかにし、ついで正当化を考える際に留意すべき諸側面について、簡単なスケッチを試みた。ついで § 1 においては、いくつかの素材の分析を通して、正当化のメカニズムをいくつか抽出した。正当化のメカニズムについての全般的な理論を構築するためには、さらに、§ 1 で試みたような事例分析を、豊富に蓄積する必要がある。性急な理論構築は、ともすれば、常識の二番煎じとなりがちだからである。

(1978年6月22日脱稿)

引用文献

Allport, Gordon W.

1954 *The Nature of Prejudice*. Reading, Massachusetts: Addison-Wesley. 原谷・野村訳『偏見の心理』東京：培風館、1961。

16) (Allport, 1961, 邦訳 281頁)

17) 正当化の分析に際しては、このような内的正当化だけでなく、外的正当化にも着目する必要がある。政治家の発言の場合には、特にその必要がある。しかし、本稿では、そこまでは立ち入らない。

ペンダサン, イザヤ.

1971 『日本人とユダヤ人』東京：角川書店（文庫）。

華山謙

1978 『環境政策を考える』東京：岩波書店（新書）。

Newcomb, T. W.

1950 *Social Psychology*. New York: Dryden. 森・万成
訳『社会心理学』東京：培風館，1956。

野崎昭弘

1976 『詭弁論理学』東京：中央公論社（新書）。

海野道郎

1977 「分結指数の検討」、『関西学院大学社会学部紀要』
35：49-60。

1978 「差別の概念と測定」、『関西学院大学社会学部紀要』
36：97-108。

海野道郎・鏡豊

1976 「偏見の内部構造」、『関西学院大学社会学部紀要』
33：87-96。

1977 「偏見の因果構造」、『関西学院大学社会学部紀要』
34：51-65。

近刊 「マイノリティーの類型化」、『関西学院大学社会学部紀要』第38号。

山田圭一・海野道郎・山田文康・他

1976 『マイノリティーに対する公共政策』東京工業大学社会工学科山田研究室。

安田三郎・海野道郎・鏡豊・鈴木貞雄

1976 『偏見の研究——JUDY-1 調査中間報告書』（謄写
刷）。